

「第一次四ヶ年計画期ドイツ国民社会主義 失業対策 1933-36」(下)

中 村 一 浩

- 一、失業問題の深刻化
- 二、ヴァイマル共和制下の失業対策
- 三、ナチス党政権の登場と失業問題
 - 1. 雇用創出策の財源
 - 2. ヒトラー政権の失業対策
 - (1)第一次失業減少法
 - (2)統計操作
 - (3)「二重所得者」追放キャンペーン
 - (4)機械力使用の制限
 - (5)短縮労働
 - (6)職業訓練講習の実施
 - (7)反体制派の解雇と職場交替
 - (8)第二次失業減少法
 - (9)高失業地域への移住禁止
 - (10)国家及び党機関による雇用拡大
 - (11)軍拡 (以上『北星論集(経)』第27号)
 - (12)勤労奉仕団
 - (13)農業補助及び農業見習制度
 - (14)労働手帳
 - (15)労働紹介・職業相談制度
- 四、雇用創出政策と勤労者負担
- 五、失業対策の効果—結語

ナチス党は、1924年にヒールル (Konstantin Hierl, 1875-1955, 1929年以降ナチス党第二組織部長)を中心として勤労奉仕の組織化を準備していたが、1930年には彼を勤労奉仕委員 (Beauftragter für den Arbeitsdienst)⁽⁸⁶⁾に任命し、以後組織化を本格化させてゆく。ナチス党の政権獲得

後の1933年3月には、ヒールルが勤労奉仕担当国務次官(Staatssekretär für den Arbeitsdienst)に任命されて、5月4日以降ナチス党系の「再教育同盟(Verein für Umschulung)」や鉄兜団などの各種勤労奉仕団体を一元的統制下に置くこととなった。当面勤労奉仕はブリューニング内閣以来の志願制の形態を踏襲することとし、義務的勤労奉仕へと直ちに移行しなかったのは、これを勤労奉仕に名を借りた徴兵制の復活と諸外国に受け取られることを警戒した為である。⁽⁸⁷⁾しかし、翌34年7月には多くの地方で17歳から25歳迄の全ての男子に対する勤労奉仕が強制的に実施されるようになり、同年末に参加者は30万人に達し、自発的勤労奉仕者⁽⁸⁸⁾の数も同年秋には35万人を数えたと言われる。

この間に、勤労奉仕はライヒ労働紹介・失業保険局の管轄から離れ、内務省所管とされた(34年2月)。これは、勤労奉仕を失業救済策と位置付けることを止め、ナチス流に政治教育の一環として改めて位置付けたことを示す重要な出来事であった。但し、女子勤労奉仕は、1936年3月末迄はライヒ労働紹介・失業保険局の管轄下にとどまり、同局はこの為年間600万RMの予算を組んでいた。女子勤労奉仕は参加者の約8割を失業者⁽⁸⁹⁾(労働者・職員若しくは手工業者)を以って充てることとされていた。

さて、パーペン政権下(1932年)の自発的勤労奉仕令及び同令施行規則は、ナチス政権下となっても失効することなく、義務的勤労奉仕へ移行する迄の間依然として存続した。この過渡期に於てとられた主な措置としては、1933年8月29日「志願制勤労奉仕令施行規則改正令(Verordnung zur Änderung der Ausführungsvorschriften zur Verordnung über den freiwilligen Arbeitsdienst, RGBl. 1933I, 621)」による助成上限の2.14RMへの引き上げと助成期間の52週間への延長、翌年1月27日の同第二改正令(Zweite Verordnung zur Änderung der Ausführungsvorschriften zur Verordnung über den freiwilligen Arbeitsdienst, RGBl. 1934 I, 72)」による地区勤労奉仕委員(Bezirkskommissar für freiwilligen Arbeitsdienst: 全国委員 Reichskommissar の下で各地区を管轄する)の権限の管区指導者(Gauleiter)への移管、同年2月28日の「志願制勤労奉仕に際しての傷害保険に関する命令(Verordnung über die Unfallversicherung beim freiwilligen Arbeitsdienst, RGBl. 1934I,

173)」による勤労奉仕制度の労働大臣から内務大臣への移管（その後勤労奉仕参加者は内務大臣指揮下の服務・懲戒規定の適用対象とされた），翌35年5月21日の「国防法（Wehrgesetz, RGBl. 1935I, 609）」第8条による勤労奉仕参加の兵役義務の前提条件化などが注目される。勤労奉仕を内務大臣所管としたのは，それが本来失業救済手段と位置付けられるべきものではなく，政治的教育手段であり，且つ兵役を補充するものであるべきだという1930年以来のナチス党の既定方針に基づくものであった。⁽⁹¹⁾

1935年3月16日のヒトラーによる再軍備宣言後3ヶ月にして勤労奉仕は義務化された（「ライヒ勤労奉仕法 Reichsarbeitsdienstgesetz vom 26. Juni 1935, RGBl. 1935I, 769」）。満18歳から満25歳以下の全ての男女がこれにより勤労奉仕義務を負わされ，原則として満19歳に達する暦年を以て招集されることとされた（同法第1条第2項，第3条第2項）。尚，自発的参加を志願する者については，満17歳よりこれを認める（同法第1次施行補充令第2条，翌年第8次移行補充令により満16歳以上に改められた）こととなった。また，6月27日の總統布告により奉仕期間は最長半年，人員（幹部を含む）は平均20万人と定められた。かくして内務大臣（フリック）の下にライヒ労働指導者（Reichsarbeitsführer：ヒールル）率いるライヒ勤労奉仕全国指導部（Reichsleitung des Reichsarbeitsdienstes）と全国30の労働管区（Arbeitsgau）から構成される勤労奉仕組織が発足し，各労働管区には6～9個の勤労奉仕群団（Arbeitsdienstgruppe），各奉仕群団には5～8個の勤労奉仕団（Reichsarbeitsdienstabteilung：約215名）が付属していた。勤労奉仕は，「公益事業遂行の為」（ライヒ勤労奉仕法第1条第4項）設けられ，労働者の仕事を奪ったり，一般企業の経済活動を阻害せぬことを旨としていたから，採算は度外視され，対象となる事業も不毛沼澤地などの土地改良や植林・開拓など，個人の力の及ばない事業，営利企業では採算上実施不能なる工事，或いは地方町村の財政上企図不能なる事業がおのずから中心となった。⁽⁹²⁾召集は毎年春秋の2回行なわれ，任期は4月1日から9月30日迄と10月1日から3月31日迄とされていた。勤労奉仕者（Arbeitsmannと称せられた）1人につき1日1マルク50ペニヒの費用が支出され，衣食住の経費を除き，残り25ペニヒが支給されるにすぎない。

⁽⁹⁵⁾ かった。このように、実態はまさに労働している失業者に外ならない人も亦、失業統計から排除されたのであった。

他方、女子に対する義務的勤労奉仕の実施は、勤労奉仕法制定にも拘らず、1937年10月1日迄ひとまず延期され（同法第9条、同法第2施行補充令第11条）、志願制を維持することとなった。その原因としては、指導者の不足、指導者養成の困難、営舎(Lager)⁽⁹⁶⁾の不足、更には財政的裏付が十分でなかったことなどが挙げられている。元来女子勤労奉仕は、1932年自発的勤労奉仕令に基づき、男子と合同で実施されていたが、1934年1月1日以降ヒールルの下、ショルツニクリンク(Gertrud Scholtz-Klink: 1902-)を指導者とする「ドイツ勤労奉仕協会全国連盟(Reichsverband deutscher Arbeitsdienstvereine)」を主体として別個に実施されるようになったものであり、1936年3月末に至る迄は男子のそれと異なりライヒ労働紹介・失業保険局の財政及び管理の下にあり、年間予算は約600万RMであったという。全国13の地区(Bezirk)に分割され、各地区に3~5個の営舎群(Lagergruppe)、更にその下に各15個の営舎(各40名)が付属し、勤労奉仕参加者(Arbeitsmaidenと称せられた)が各々32名配属される体制をとっていた。参加者には毎日20ペニヒが支給されるにすぎなかった。女子勤労奉仕参加者数は、1934年1月の約7,000人から1935年1月の約11,000人へと増加していった。1936年8月15日ライヒ勤労奉仕法第7施行・補充令は、同年4月1日に遡って、女子勤労奉仕を内務大臣配下のライヒ労働指導者（ライヒ勤労奉仕法制定に伴いヒールルが就任）直属組織として、労働省より完全に独立させ名称も「ドイツ婦人勤労奉仕(Deutscher Frauenarbeitsdienst)」から「女子青年勤労奉仕(Arbeitsdienst für die weibliche Jugend)」へと変更された。女子勤労奉仕の対象は、①農業補助、②都市社会事業、③保育事業(幼稚園・託児所等)などが主要なものであったが、男子勤労奉仕と同様に、その狙いは過剰労働力を工業以外の部門に暫時固定し、「失業者」を減少せしめることにあったものと言えよう。

(13) 農業補助及び農業見習制度

1. 農業補助制度

1930年に入ると、ライヒ労働紹介・失業保険局は、18歳未満の青少年

失業者を特にルール工業地帯などから農村へ就職させようと試みていた。重工業にあっては当時新規学卒者を多数雇用しうる状況にはなかったが、他方農業経営にあっては、若年労働者の不足を託っていたからである。職安を通じて、毎年約2万人のルール地方の青少年が東部ドイツの農村へと斡旋され、⁽¹⁰⁰⁾ 3月から11月に至る期間そこで就労させる実績があげられていたという。ヒトラー政権下の1933年3月3日にライヒ労働紹介・失業保険局長官(ズュールプ)により農業補助(Landhilfe)制度が確立され、耕作面積80ヘクタール以下の中小農家に対して6ヶ月間以上工業部門の青少年失業者を農業補助労働に従事させることを条件に月25RMの補助金を支給することとなった。雇主は、農業補助者に対して食事と住居を提供する義務を負った。農業補助者に対しては、ライヒ職業紹介・失業保険局から毎月一定額の手当が支給されたが、その金額は小遣い銭程度の少額であって、勤労奉仕の場合と同様である。1933年から35年に至る間にライヒ労働紹介・失業保険局が農業補助の為に行なった支出は、⁽¹⁰¹⁾ 総額で約6,000万RMであったという。就労者数は、夏期に於て約13~16万人であり、冬期に於ては約6~7万人、年平均で約10~13万人であり、1934~35年の平均約11万5,000人の内訳は、男子約9万人、女子2万5,000人であった⁽¹⁰²⁾という。この農業補助に対する個別助成は、財政難を理由に1936会計年度を以て打ち切られ、⁽¹⁰³⁾ 農村への集団的労働力配置がこれに代わって実施されることとなった。他方では、過剰労働力を農村に固定せんとして、農民子弟との結婚の奨励などが行なわれた。

2. 農民見習制度

プロイセンに於ては、1934年3月29日の「農業見習に関する法律(Preußisches Gesetz über das Landjahr)」により、都市の義務教育(国民学校: Volksschule)終了者(14歳以上)に対して1ヶ年間の農村に於ける共同生活と心身鍛錬の義務を課した。元来それはナチスの民族教育政策の一環を成すものであって、祖国と同胞への愛着を深め、農村と農民の民族的価値を認識させることを主たる目的としていたが、若年労働力不足を託つ農村への援農というのみならず、労働市場への若年労働力供給の一年間延期による失業者増加の一時的抑制へも企図するものであった。この制度は、プロイセンに続いて、ブラウンシュヴァイク、ブレーメン、

ヴュルテンベルク, ザクセン, ザールラント, ダンツイヒなどにも普及をみたが, 人件費を各ラントが負担し, 中央の教育省が管轄することとなつた。プロイセンでは, 1934年に約2万人, 翌⁽¹⁰⁵⁾35年には約3万人の少年少女がこれにより農村へ派遣されたと言われている。

(14) 労働手帳

1935年2月26日の「労働手帳の導入に関する法律 (Gesetz über Einführung eines Arbeitsbuches, RGBl. 1935I, 311)」及び5月16日の同法第1次施行令 (Erste Verordnung zur Durchführung des Gesetzes über die Einführung eines Arbeitsbuches, RGBl. 1935I, 602)」により, 月収1,000RM以下の殆ど全ての労働者・職員に対する労働手帳 (Arbeitsbuch)⁽¹⁰⁷⁾の発行が行なわれることになり, 1936年秋迄に約2,200万人分の発行が予定された。同手帳は労働者・職員の書面による申請に基づき職安 (労働局 : Arbeitsamt) が発行し, 本人の出生地, 国籍, 未婚・既婚の別, 性別, 住所等の他, 経歴とりわけ職歴が詳細に記入された。これにより, 当局及び使用者は所持者の職業教育の程度や過去に経験した職業・職種・労働条件, 特殊技能, 更には勤労奉仕・兵役の経歴についての情報を把握しうるようになり, 計画的な労働配置 (Arbeitseinsatz) の為の前提条件が整つたことになる。労働者・職員は, 労働手帳なくしては就業できない。また, 労働手帳は雇用期間中使用者の許で留置され, 労働者・職員が失業した場合にはこれを職安に提出しなければならないので, 労働移動はおのずから制約されざるをえない。この制度は, 前述の職場交替の如く, 「適正な労働力を適正な職場に配置」し, 既に労働力が過剰となっている職業への求職者の殺到や離村 (Landflucht : 農村逃亡), 間労働の抑止などを狙いとするものであったが, その後1939年以降の戦時国民徵用制実施に際して特に重要な役割を果たしたのであった。

(15) 労働紹介・職業相談制度

上述の労働手帳の狙いを徹底させる為, 1935年11月5日の「労働紹介・職業相談・従弟紹介に関する法律 (Gesetz über Arbeitsvermittlung, Berufsberatung und Lehrstellenvermittlung, RGBl. 1935I, 1281)」により, 主として青少年の職業選択・就職斡旋などを全面的且つ中央集権的

に統制する措置がとられた。営利的労働紹介は既に禁止されていたが、非営利的労働紹介も同法により原則的に禁止されることになったのに伴い、禁止の徹底化が図られた。ここに労働紹介を始めとする労働配置は、ライヒ労働紹介・失業保険局によって完全に統制されることとなり、労働力不足状態にある農業部門への労働力供給が図られると共に、労働力過剰の産業部門への労働力流入の防止を期すこととなった。⁽¹¹⁰⁾

四、雇用創出政策と勤労者負担

1932年以来ドイツ経済が徐々に復興してきた原動力をなしていたのが公共土木事業及び再軍備関連の施策であった。雇用創出の為の支出は、1933年1月のナチス政権誕生以前から1935年中にその執行を終える迄に約48億RMを数えた。その内訳を見ると、国鉄に対して9億9,100万RM、ライヒ労働紹介・失業保険局に対して6億4,600万RM、ライヒ郵便事業に対して1億1,100万RM、ライヒ自動車道路会社に対して3億5,000万RMが各々支給されている(表5参照)。政府は、直接的に27億RM(総額の約56%)を支出し、そのうち約10億RMは経常予算より支出された。これらの支出は、短期資金の借入とライヒ労働紹介・失業保険局の収入を始めとする国家の歳入により賄われたのである。その結果、1933年から37年に至る間に、⁽¹¹¹⁾国家債務は約110億RMも増大したのであった。

表5 直接的雇用創出政策による政府支出 1931—35年

(単位：100万RM)

計 画	法 令 の日付	費 用 総 額	下記の日付までの支出		
			1933年 12月31日	1934年 12月31日	1935年 12月31日
郊外住宅建設計画	年 月				
第一期.....	1931—12	48			
第二期.....	1932—7	25	67	79	80
第三期.....	1933—2	10			
バーベン計画(総額).....	1932—6—9	288	236	282	286
住宅修繕補助金.....	1932—9	50	50	50	50
小住宅建設の為の国家の貸付金.....	1932—9	20	4	17	20
緊急計画.....	1933—1	500			
緊急計画の拡張.....	1933—7	100	350	560	589
住宅修繕補助金.....	1933—1	50	50	50	50
ラインハルト計画.....	1933—6	1,070	95	765	960
住宅修繕補助金 資本補助金.....	1933—9	500	...		
利子補助金.....	1933—9	332	...	465	675
ライヒ政府の総支出金.....	年	2,993	852	2,268	2,710
国有鉄道会社.....	1932—34	991	530	991	991
国有郵便局.....	1932—34	111	65	111	111
国有自動車道路会社.....	1933—6月	360	8	202	350
ライヒ労働紹介・失業保険局.....	1932—35	647	400	432	646
		5,092	1,555	4,004	4,808

*緊急失対事業及び小住宅建設の為の700万RMを含む

出所：米國産業協議會(慶應義塾財政金融研究會譯)，『ナチス・ドイツの經濟及び金融』，財團法人金融研究會 1938年，98頁。

表6 産業労働者の租税及び社会保険料負担の推移

(租税及び社会保険料の勤労所得総額中に占める割合：%)

年度 負担区分	租 税*	社会保険料**	合 計
1913/14	2.5	3.5	6.0
1928	3.5	8.0	11.5
1929	3.5	8.5	12.0
1930	3.0	9.0	12.0
1931	3.0	9.5	12.5
1932	3.0	9.5	12.5
1933	3.5	9.0	12.5
1934	4.0	9.0	13.0
1935	4.0	9.0	13.0
1936	4.5	9.0	13.5
1937	4.5	9.0	13.5

* 所得税(国税)と市民税(Bürgersteuer: 市税)の合計

** 失業保険、疾病保険及び老齢疾病保険の合計

出所：日本工業俱楽部調査課，『ヒトラー政治下 獨逸資本主義の變貌』，

實業之日本社 1940年，195頁。

かかる国家財政の負担増大と並行して実施されたのが勤労者に対する増税と社会保険料の引き上げであった。表6は産業労働者の租税及び社会保険料負担率の推移を示したものであるが、1933年に社会保険料負担こそ0.5%引き下げられてはいるが、1934年と1936年の2回にわたって租税負担が増額されており、全体としては10%の負担増（可処分所得比率の切り下げ）となった。租税負担を増加させたのは、労働需要回復に伴い賃金水準が上昇傾向を示したことを睨んでのものであった。その他に⁽¹¹²⁾1935年1月迄は「失業者救済税（Abgabe zur Arbeitslosenhilfe）」なるものがあり、全額ライヒ労働紹介・失業保険局の財源とされていたが、所得税中に吸収され、消滅した。

ここで、物価の動向（表7）も併せて見ておくと、1933年から卸売物価指数も生計費指数も再び上昇に転じているが、就業労働者の1時間当たりの実質賃金はむしろ低下しており、労働時間の増加によりかろうじて生活水準の維持・向上を図っていることが窺われる（表8）。

加えて、第一次失業減少法に付随して、租税軽減措置を誘引とした任意的な「労働寄付金（Arbeitsspende）」制度が設けられ、1933年12月31日迄に早くも約1億RM⁽¹¹³⁾を集めたことからも明らかのように、当時の低賃金状況下の労働者にとっては新たな負担となっていましたのである。

表7 ドイツに於ける物価の変動

1931-38年（各第1四半期の比較：1925/27=100）

項目	年	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938
卸売物価指数		83.0	72.4	66.1	69.8	73.2	75.2	76.6	76.7
生計費指数		96.9	85.7	81.0	83.5	85.0	86.5	86.7	87.0

出所：Avraham Barkai, *Das Wirtschaftssystem des Nationalsozialismus. Der historische und ideologische Hintergrund 1933-1936*, Köln 1977, S. 184.

表 8 雇用者の実質賃金の変動 1933—37年

(1932=100)

項目 年	実質時間賃金		実質週賃金	
	総額	実質額	総額	実質額
1933	99	95	98	94
1934	97	93	100	96
1935	99	91	103	99
1936	94	89	107	102
1937	93	88	112	107

出所：Jürgen Kuczynski, *Die Geschichte der Lage der Arbeiter in Deutschland von 1789 bis in die Gegenwart*, Bd. II, Erster Teil (1933 bis Mai 1945), Berlin 1953, S. 132 ff.

五、失業対策の効果 —— 結語

第一次四ヶ年計画期（概ね1933年2月1日のヒトラーによる宣言の後の6月1日付第一次失業減少法に始まり1936年9月迄）に於ける失業者数及び雇用者数の推移は、公式統計によれば、表9の如くであり、失業者数の減少と雇用者数の増大が示されている。しかし、これ迄その実態を検討して既に明らかかなように、少なくとも第一次四ヶ年計画期に於ける失業減少・雇用創出の「成果」とは、その多くが統計上のものであったと言えよう。1933年から1935年5月21日法による徵兵制復活（兵役義務は2年間）に至る迄は、前節に概観したような強引な失業者の排除が行なわれ、来るべき準戦時経済下の本格的な失業者吸收（軍備拡大による「雇用創出」、即ち兵員増強と軍需産業を中心とした雇用増大）が開始される迄の時間稼ぎが行なわれたと言ってよかろう。失業問題の解消が戦争準備の中で成就される迄は、如何なる手段を講じても失業減少の「成果」を示しつつ、民心の離反を阻止する必要があったからである。鉱工業（手工業を含む）に於ける1933年と1936年の雇用者数の変化（表10）を見ると、この間の失業者の吸收先は主として生産財製造業（機械製造業、金属精鍊業、自動車・造船業、電機製造業、建築資材工業、鉄鋼業

「第一次四ヶ年計画期ドイツ国民社会主義失業対策 1933-36」(下)

表9 雇用者数及び失業者数の推移

(単位:千人)

年	月	雇用者	失業者
1928	(年平均)	18,001	1,353
1929	(リ)	17,869	1,892
1930	(リ)	16,515	3,076
1931	(リ)	14,336	4,520
1932	(リ)	12,518	5,575
1933	1月	11,487	6,014
	2月	11,533	6,001
	3月	12,193	5,599
	4月	12,698	5,331
	5月	13,180	5,039
	6月	13,307	4,857
	7月	13,436	4,464
	8月	13,716	4,124
	9月	13,921	3,849
	10月	14,062	3,745
	11月	14,020	3,715
	12月	13,287	4,059
	(年平均)	(13,070)	(4,733)
1934	1月	13,518	3,773
	2月	13,967	3,373
	3月	14,687	2,798
	4月	15,322	2,609
	5月	15,560	2,529
	6月	15,530	2,481
	7月	15,533	2,426
	8月	15,559	2,398
	9月	15,621	2,282
	10月	15,636	2,268
	11月	15,476	2,353
	12月	14,873	2,605
	(年平均)	(15,041)	(2,658)
1935	1月	14,409	2,974
	2月	14,688	2,764
	3月	15,279	2,402
	4月	15,930	2,233
	5月	16,386	2,019
	6月	16,504	1,877
	7月	16,640	1,754
	8月	16,690	1,706
	9月	16,634	1,714
	10月	16,508	1,829
	11月	16,497	1,984
	12月	15,582	2,508
	(年平均)	(15,949)	(2,151)
1936	1月	15,672	2,520
	2月	15,675	2,515
	3月	16,416	1,937
	4月	17,039	1,763
	5月	17,520	1,491
	6月	17,675	1,315
	7月	17,839	1,170
	8月	17,896	1,098
	9月	17,886	1,035
	10月	17,785	1,076
	11月	17,598	1,197
	12月	16,955	1,478
	(年平均)	(17,163)	(1,550)

出所: *Jahrbuch der deutschen Wirtschaft 1937*, S.158

表10 鉱工業(手工業を含む)に於ける雇用者数の変化

産業	雇用者数 (単位:千人)		増加分		増加分に占める割合(%)
	1933年 6月	1936年 6月	実数 (単位:千人)	%	
土木建築業	666	2,057	1,391	208.9	44.2
自動車工業・造船業	148	321	173	116.9	5.5
機械製造業	311	641	330	106.1	10.5
金属精鍊業	244	447	203	83.2	6.4
精密機械・光学機器	60	106	46	76.7	1.5
楽器・玩具製造業	19	33	14	73.7	0.4
電機製造業	169	290	121	71.6	3.8
製材業	67	104	37	55.2	1.2
建築資材工業	214	331	117	54.7	3.7
非鉄金属工業	89	136	47	52.8	1.5
鉄鋼業	261	377	116	44.4	3.7
窯業	69	93	24	34.8	0.8
化学工業	178	238	60	33.7	1.9
木工業	252	331	79	31.3	2.5
ガラス工業	48	63	15	31.3	0.5
皮革製造業・リノリウム工業	69	89	20	29.0	0.6
紙加工業	73	92	19	26.0	0.6
水道・ガス・電気事業	98	116	18	18.4	0.6
ゴム・アスペスト工業	39	46	7	17.9	0.2
製紙業	79	93	14	17.7	0.4
鉱業	420	485	65	15.5	2.1
繊維工業	694	798	104	15.0	3.3
タバコ製造業・醸造業	218	248	30	13.8	0.9
被服製造業	401	454	53	13.2	1.7
製版・印刷業	188	207	19	10.1	0.6
家屋清掃業	138	146	8	5.8	0.3
食品製造業	506	535	29	5.7	0.9
緊急失対労働者	115	105	-10	-8.7	-0.3
合計	5,833	8,982	3,149	54.0	100.00

出所:米國産業協議會(大原社會問題研究所 譯),『国民社会黨下における
獨逸の労働及び經濟』,栗田書店 1938年,41頁。

など)や土木建築業であり、消費財製造業(被服製造業、繊維工業、食品製造業など)の振興による失業者吸収は第二次四ヶ年計画の開始後にずれ込んでいる(表11参照)。生産財生産が大きく増加しているのに対し

て、消費財生産の伸びは1936年迄停滞的である。これは、経済恐慌による打撃が後者に於ては前者に比べて小さく、生産の落ち込みがその日常必需品（食品・被服など）としての性格から少なかった為である。また、消費財生産指数の上昇が停滞的であった理由としては、外貨不足の故に消費財生産部門の重要な部門である織維工業に対する原料供給がままならなかった（割当制を実施せざるを得なかつた程であった）ことなどが挙げられる。⁽¹¹⁵⁾ かくして、1933-35年に於いては、公共土木事業とその波及効果による雇用創出がその「成果」の主要部分を占めることになった。第一次失業減少法に基づき、それ自体軍事的性格も強い高速自動車道路（アウトバーン）網の建設を始めとして、ライン＝マイン＝ドナウ運河建設やネッカー運河、エルスター＝ザーレ運河などの建設、更にはライン、ヴェーザー、エルベ、オーデル、ザーレの各河川改修工事、或いは各ラントや自治体（県：Provinz、郡：Kreis、市町村：Gemeinde）及び各種公法人に属する橋梁・建物等の修繕工事、国鉄及び地方軽便鉄道の鉄道工事などが実施された。それらの波及効果として、建築資材工業を始めとする各種生産財製造業の操業度の回復と自動車産業などの振興による新たな労働力需要の発生が見られるようになった（図1）ことは周知の通りである。

表11 工業生産の推移

年	工業生産指数(1928年平均=100)			工業地帯の操業度 (1936年平均=100)
	総合	生産財	消費財	
1929(年平均)	100.9	103.3	98.5	103.6
1930(リ)	88.9	85.5	94.9	86.4
1931(リ)	72.8	61.0	89.5	68.4
1932(リ)	58.7	45.8	78.1	54.8
1933(リ)	65.5	53.7	82.9	63.0
1934(リ)	83.3	77.2	92.6	82.5
1935(リ)	95.8	99.4	91.0	90.1
1936(リ)	106.7	112.9	97.5	100.0
1937(リ)	116.7	126.0	102.8	110.2
1938(リ)	124.5	135.9	107.4	118.1

出所：『新獨逸國家大系 経済篇1』、18頁。

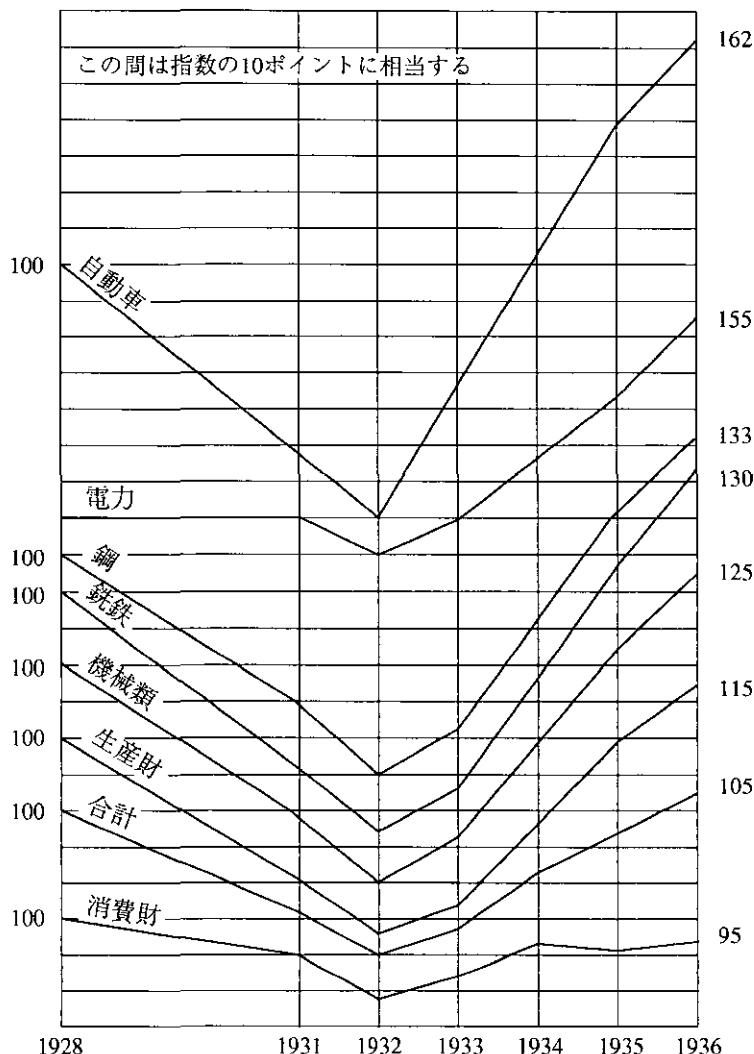
表12 失業者数の推移（年齢別）

年齢層 調査年月日	18歳未満	18歳以上 25歳未満	25歳以上 40歳未満	40歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上	合 計
1933. 6. 16	166,467 (3.29%)	1,150,966 (22.77%)	2,228,799 (44.09%)	1,333,555 (26.38%)	139,835 (2.77%)	35,980 (0.71%)	5,055,602 (100.00%)
1935. 10. 31	131,600 (6.85%)	296,052 (15.40%)	794,928 (41.36%)	609,797 (31.73%)	72,834 (3.79%)	16,616 (0.86%)	1,921,827 (100.00%)
減 少 数	34,867 (1.11%)	854,914 (27.28%)	1,433,871 (45.76%)	723,758 (23.09%)	67,001 (2.14%)	19,364 (0.62%)	3,133,755 (100.00%)
減 少 率	-20.95%	-74.28%	-64.33%	-54.27%	-47.91%	-53.82%	-61.99%

出所：ジールブ，前掲書，182頁。

そこで、1933年夏から1935年秋にかけて減少した失業者（313万3,775人）の年齢別構成（表12及び13）を見ると、18～40歳の年齢層で全体の約73%を占めているが、とりわけ18～25歳層（減少率は74.28%と最大）にあっては強制労働（義務的勤労奉仕）の実施と徴兵の再開が決定的要因をなしていた。18歳未満層に於て減少率が際立って低いのは、前述の援農の強制にも拘らず、1934／35年に於ける満14歳学卒者数が異例に多かったことが大きく影響しているとはいえる、失業者吸収の前提をなす景気回復が思わしくなかったことの証であろう。尚、18歳未満のうち46.54%（61,251人）が女子であり、その処遇を図る為、ライヒ労働紹介・失業保険局が導入したのが「少女家政見習年間（Hauswirtschaftliches Jahr für Mädchen）」制度であり、少女を1年間家事見習（家政婦：Hausgehilfin）として追加雇用することが各家庭の主婦に対して要請された。疾病保険料は使用者たる主婦の負担とされたが、その他の社会保険料は免除され、前述の家政婦雇用に対する租税軽減措置も併せて適用されることとなった。しかし、無給であり、前述の如くその効果は乏しかったのである。他方、40歳以上の中高年齢層のうちでも職員層の失業者吸収が遅れていたのに鑑み、40歳以上の職員を雇用する企業に対して「能率調整金（Leistungsausgleich）」がライヒ労働紹介・失業保険局の資金より交付されることとなったが、交付条件が有利なものではなかつたせいか同制度を利用した企業は多くを数えなかったと言われる。

図1 業種別工業生産の推移 (1928年平均=100)



出所：米國産業協議會（慶應義塾財政金融研究會 譯），「ナチス・ドイツの經濟及び金融」，金融研究會 1938年，97頁。

表13 失業者の分布 (1935年10月31日現在)

区分 年齢層	労 働 者			職 員		
	男	女	合 計	男	女	合 計
18歳未満	62,125 (4.47%)	42,443 (15.62%)	104,568 (6.30%)	8,224 (4.58%)	18,808 (23.03%)	27,032 (10.35%)
18歳以上	216,348	35,908	252,256	27,149	16,647	43,796
25歳未満	(15.58%)	(13.22%)	(15.19%)	(15.13%)	(20.38%)	(16.77%)
25歳以上	609,787	92,487	702,274	66,300	26,354	92,654
40歳未満	(43.90%)	(34.04%)	(42.29%)	(36.95%)	(32.26%)	(35.49%)
40歳以上	426,137	93,812	519,949	70,437	19,411	89,848
60歳未満	(30.68%)	(34.53%)	(31.31%)	(39.26%)	(23.76%)	(34.41%)
60歳以上	60,478	5,840	66,318	6,107	409	6,516
65歳未満	(4.35%)	(2.15%)	(3.99%)	(3.40%)	(0.50%)	(2.50%)
65歳以上	14,141 (1.02%)	1,227 (0.45%)	15,368 (0.93%)	1,197 (0.67%)	51 (0.06%)	1,248 (0.48%)
合 計	1,389,016 (100.00%)	271,717 (100.00%)	1,660,733 (100.00%)	179,414 (100.00%)	81,680 (100.00%)	261,094 (100.00%)

出所：ジールズ、前掲書、184-6頁。

このように様々な方法によって失業者を減少させようと試みられて
⁽¹²⁰⁾いたが、失業扶助なき勤労奉仕者に代表されるような非正規就業者の数
 が多い（国家的強制労働体制拡張の産物と言ってよい）ことが第一次四
 ヶ年計画期に於ける雇用創出の特徴であり、このことは、同計画が本格的
 な再軍備・戦争準備の段階を迎える迄の言わば時間稼ぎの性格（応急措置）
 を否定できぬことからしても、必然的な成り行きであったと言えよう。
 これらまさに苦肉の策を以て、ヒトラー政権は大衆の支持を失なうことを回避し、1936年秋移行の「第二期四ヶ年計画」の実施を通じて体制危機を外部へ転嫁する方向へと更に邁進していったのである。

(了)

[注]

- (86) 1931年秋にヒールルの下でフランクフルト・アン・デア・オーデル
 郊外チエチュノ (Tzschetzschnow) に最初のナチス党の勤労奉仕指導
 者講習会が開かれ、翌32年1月にはハンマーシュタイン (Hammer-
 stein) に勤労奉仕營舎が設立された。同年中にこの營舎に於て指導者

たるべく勤労奉仕に参加した者は、約800名であったという(長、前掲書、261頁)。また、ナチス党政権下のアンハルト州では、1932年6月に勤労奉仕制度を法制化し、8月にデッサウ(Dessau)に指導者養成所が開設された(米本、前掲書、38頁)。

- (87) 長、前掲書、262頁。
- (88) 同所。
- (89) 石田、前掲書、461-2頁。
- (90) ジールプ、前掲書、87頁。
- (91) 米本、前掲書、40頁。
- (92) 1936年9月26日總統布告により、人員は30万人へと増大した。
- (93) 1937年2月1日現在で、勤労奉仕群団は182、勤労奉仕分団は1,260を数えていた(近藤春雄、『ナチスの青年運動 ヒットラー青少年團と労働奉仕團』、三省堂 1938年、120頁)。
- (94) 米本、前掲書、82頁。勤労奉仕の対象とした事業は、以下の如くである(近藤、前掲書、145-7頁)。

一. 土地改良事業：

- 不毛沼沢地の改良
- 河川の改修
- 氾濫防止
- 耕作地の排水
- 荒蕪地の開拓
- 新耕地の獲得
- 耕地整理
- 堤防構築
- 海面の埋立
- 貯水地の建設
- 養魚池の建設
- 土地開墾

二. 植林事業：

- 不毛沼沢地の植林
- 被災森林地の植林
- 森林道路開拓

三. 農民移植事業

四. 住宅地造成事業：

- 都市住宅地の造成

都市近郊の農村住宅地の造成

住宅地の整備

五. 道路事業：

新道路の開設

自動車道路の建設

道路整備

六. 災害救助及び防備事業：

森林地の火災防備

水害の救助及び防備

七. 一般土木事業：

飛行場の建設

集会広場の設置

運動競技場の建設

防空壕の構築

防火貯水池の建設

(95) 因みに、国庫の経費負担額は、1935年後半期に於ては、手当に6,400万マルク、被服費に500万マルクであったという（長、前掲書、269頁）。

(96) 石田、前掲書、500頁。

(97) ジールプ、前掲書、87頁。

(98) 二荒房徳編、『新獨逸國家大系』、第11巻（經濟篇 3－社會政策・勞働政策－）、日本評論社 1939年、70頁。尚、1936年9月26日の女子勤労奉仕に関する總統布告により、女子勤労奉仕人員は1937年4月から1938年3月に至る期間中に25,000人規模へと拡大されることとなった。その後、人員は30,000人（1939年）、50,000人（1940年）へと更に拡大された。

(99) 因みに、1937年8月の調査によると、①農業補助：75.84%、②都市社会事業：12.65%、③保育事業：5.80%、④其他：5.71%の割合となっていた（米本、前掲書、154頁）。

(100) Syrup / Neuloh, a. a. O., S. 318.

(101) Ebd., S. 417.

(102) タイムス出版社編輯部、『獨逸・伊太利及びアルゼンチンの經濟統制状態』、タイムス出版社 1936年、7頁。

(103) ジールプ、前掲書、217—8頁。

(104) 石田、前掲書、268頁。

- (105) 永川秀男,『ナチス農民政策』,葛城書店 1943年, 399-401頁。
- (106) タイムス出版社編緝部,前掲書, 7頁。
- 類似の活動にヒトラー・ユーゲントの農村奉仕があり, 1934年に45隊約500人(男子14~18歳, 女子14~21歳)を以て始まり, 後にその規模は拡大し, 1939年9月1日現在で男子11,752人, 女子14,244人を数える迄になった(ヤーコブ・ザール, 高橋健二,『ヒトラー・ユーゲント』, 新潮社 1941年, 164頁)。
- (107) 労働手帳制度は既に19世紀にもドイツに存在していたが, 全面的に採用されたのは1935年法が初めてである。Vgl. Syrup/Neuloh, a. a. O., S. 437ff.
- (108) 労働手帳の発行は, 産業部門を3つに分かち, ①1935年6月1日以降(土石, 鉄鋼, 金属精錬・加工, 機械・車輛, 電機, 化学, 土木建築, 小売, 金融, 保険など), ②同年10月1日以降(農林・漁業, 紡績, 印刷, 被服, 清掃, 旅館・飲食業など), ③翌36年2月1日以降(木材, 食品, 交通など)と順次実施され, 1936年8月31日を以て終了した。発行総数は約2,100万冊で, 労働人口の約65%をカバーし, 経費は約1,600万RMであった(石田, 前掲書, 273-4頁)。
- (109) Syrup/Neuloh, a. a. O., S. 439.
- (110) 1934年初頭の調査によると, 失業者は, 小都市に於ては人口1,000人につき42人, 大都市に於ては人口1,000人につき103人を占め, 全国約400万と推計される失業者のうち, 約1/4がベルリン, ハンブルク, ブレーメン, ライプツィヒ等の8大都市に存在し, 特に農村部の失業者の大都市流入傾向が依然顕著であった(菊池, 前掲書, 27頁)。大都市の方が職を得やすいとの心理がその背景に働いていたことは明らかである。
- (111) 米國産業協議會(慶應義塾財政金融研究會譯),『ナチス・ドイツの經濟及び金融』,財團法人金融研究會 1938年, 101頁。
- (112) これは, 1931年に「恐慌時賃金税(Krisenlohnsteuer)」として創設され, 翌32年に「失業者救済税」と改称したものであり, 1932年: 3億2,900万RM, 1933年: 5億2,670万RM, 1934年: 2億6,280万RMの合計11億1,850万RMの財源をライヒ労働紹介・失業保険局にもたらした。同税は, 使用者には課税されず, 全ての労働者・職員に対して課税された(日本工業俱楽部, 前掲書, 197, 229頁)。尚, 詳細は, 野津高次郎,『獨逸税制發達史』,有芳社 1948年, 827頁以下参照。
- (113) 楠見一正,島本融,『獨逸金融組織論』,有斐閣 1935年, 646頁。

- (114) 実際、経済恐慌のピークは、1932年第3四半期に過ぎていた (R. Berthold (Hrsg.), *Produktivkräfte in Deutschland 1917/18 bis 1945*, Berlin 1988, S. 466) のである。
- (115) 福田、前掲書、157-8頁。大量失業を伴う経済恐慌を背景に成立したヒトラー政権によって行なわれた労働組合の解体は、低賃金の維持を当面可能ならしめ、労働分配率の低下と重工学の利潤増大を保障したのである (Mason, a. a. O., S.61. Vgl. E. Hennig, *Thesen zur deutschen Sozial-und Wirtschaftsgeschichte 1933 bis 1938*, Frankfurt/M 1973, S.213 ff.)。但し、1936年以降に於ては、労働力需給が逼迫化するに伴って賃金水準の上昇も避けられず、消費財生産の相応の拡大を余儀なくされたのである。
- (116) 因みに、満14歳学卒者数の推移を見ると、1932年：約60万6,000人、1933年：約66万1,000人、1934年：約127万1,000人、1935年：約123万人であった (ジールプ、前掲書、183頁)。
- (117) Syrup/Neuloh, a. a. O., S. 448ff.
- (118) 『北星論集(経)』第27号、116頁。
- (119) 能率調整金は、専門教育を受けた40歳以上の男子職員を対象とするもので、採用直前の3年間のうち2年以上にわたって公的資金より失業扶助を受けていた者が、従来25歳未満の職員によって占められていた職に採用される場合に、申請により当該事業所に対してライヒ労働紹介・失業保険局より交付される。子供のない職員の場合は、月額50RMを上限とするが、16歳未満の子供がある場合には1人につき5RMずつ増額され、賃金が月額100RMを超える場合には能率調整金の減額が行なわれる。尚、交付期間は6ヶ月間を限度としていたが、この期間に当該職員が平均的能率に到達するものと見込まれていたからである (Syrup/Neuloh, a. a. O., S. 429.)。
- (120) 因みに、1926年6月の統計によれば労働力人口は約2,272万5,000人（疾病保険強制加入者が約2,077万5,000人、失業者が約126万人、疾病により労働不能なる者が約69万人）であったが、1935年5月の統計ではそれが約1,830万9,000人（疾病保険強制加入者が約1,317万人、失業扶助を受けている失業者が約402万9,000人、失業扶助を受けていない「労働者」が約111万人）へと急減しており、この間の人口増加（表14参照）に鑑み、また不況時に於てはむしろ求職者が増加するのが通例であることなどから考えても、かかる数字自体の不自然さは拭えないものである（外務省調査部、『獨逸の教育、文化、社會政策』、日本國際

協會 1941年, 172頁)。尚, 緊急失対事業(Notstandssarbeiten)に従事する労働者数は, ヒトラー政権成立当初の約88,000人規模から1年のうちに約600,000人規模(年間平均約265,000人)へと拡大され(1934年3月の631,436人が最大), 失業者減らしの有力な手段となっていたが, 労働配置統制法成立後1934年秋迄に約246,000人規模へと縮少され(同年の年間平均は約346,000人), 軍拡の進展に伴い1936年には年間平均約98,000人, 1937年には同約66,000人へと削減されていった(Syrup/Neuloh, a. a. O., S.459 f.)。

表14 ドイツの人口増加 1926—35年

年 度	出 生 数*	死 亡 数 に 対する出生 の超 過 数	1000人につき			結 婚 数
			出 生 数*	死 亡 数*	死 亡 数 に 対する 出生 の超 過 数	
1926	742,955	502,516	19.6	11.7	7.9	489,685
1927	765,331	413,561	18.4	12.0	6.5	545,381
1928	747,444	452,554	18.6	11.6	7.0	594,631
1929	814,545	349,517	18.0	12.6	5.4	597,014
1930	718,807	425,344	17.6	11.0	6.5	570,241
1931	734,165	313,610	16.0	11.2	4.8	522,881
1932	707,642	285,484	15.1	10.8	4.3	516,793
1933	737,877	233,297	14.7	11.2	3.5	638,573
1934	724,758	473,592	18.0	10.9	7.1	740,165
1935	791,912	469,361	18.9	11.8	7.0	650,851

*死産を除く

出所：米國産業協議會（慶應義塾財政金融研究會 譯），前掲書，83頁。

Nationalsozialistische Arbeitsbeschaffungspolitik 1933-36

Kazuhiro NAKAMURA

Die innenpolitischen Erfolge des Nationalsozialismus, d.h. die Zustimmung breiter Volkskreise zur nationalsozialistischen Politik, sind nicht denkbar ohne die Überwindung der Weltwirtschaftskrise. Aus der Tatsache, daß es unter dem neuen Regime gelang, die Zahl von 6 Millionen Arbeitslosen im Jahr 1933 um 2 Millionen auf 4 Millionen im Dezember 1933 zu verringern und von Jahr zu Jahr weiter zu senken, erklärt sich zu einem guten Teil die Zustimmung breiter Volkskreise zum Dritten Reich und seinem Führer. "Hitler hat die Arbeitslosigkeit beseitigt", — diese allgemeinen verbreitete Überzeugung bedarf einer genauen Überprüfung.

Das geistige Rüstzeug und die Instrumente zur Krisenüberwindung waren noch in der Weimarer Republik geschaffen worden. Das verwirklichte Arbeitsbeschaffungsprogramm des Dritten Reiches umfaßte folgende Elemente :

1. die Verwirklichung der Grundgedanken der Papen-Schleicher'schen Maßnahmen im Rahmen des sogenannten Reinhardt-Programmes, dessen Grundlage das Gesetz zur Verminderung der Arbeitslosigkeit vom 1. Juni 1933 war. Das Gesetz ermächtigte den Reichsminister der Finanzen, Arbeitsschatzanweisungen im Gesamtbetrag bis zu 1 Milliarde Reichsmark zur Förderung der nationalen Arbeit auszugeben ;
2. eine 1933 vollzogenen Änderung in der Zusammenstellung der Statistik : Unregelmäßig Beschäftigte galten fortan nicht mehr als arbeitslos ;
3. die Kampagne gegen die Doppelverdiener ;
4. eine möglichst beschränkte Verwendung von Maschinen bei den Tiefbau- und Meliorationsarbeiten und so weiter ;
5. die Arbeitszeitbeschränkung auf 40 Stunden in der Woche bei

- Notstandsarbeiten ;
6. die beruflichen Fortbildungskurse ;
 7. der Austausch von Arbeitsplätzen ;
 8. das zweite Gesetz zur Verminderung der Arbeitslosigkeit vom 21. September 1933. Es sah Zuschüsse in Höhe von 500 Millionen Reichsmark für Instandsetzungsarbeiten an Gebäuden vor, wenn diese Arbeiten bis 31. März 1934 beendet waren ; ferner wurden Steuersenkungen gewährt, die dem Wohnungsbau und der Landwirtschaft zugute kamen ;
 9. die Zuzugssperren für die Großstädte und Industriezentren ;
 10. die Beschäftigung von der öffentlichen Hand, d.h. der Wehrmacht, der SS, der Polizei und vielen anderen neuen staatlichen und parteipolitischen Organen ;
 11. die Rüstungspolitik ;
 12. die Umwandlung des freiwilligen Arbeitsdienstes in den für männliche und weibliche Jugendliche obligatorischen Reichsarbeitsdienst, der für Meliorationsarbeiten eingesetzt wurde und im übrigen der vormilitärischen Ausbildung diente. Der Arbeitsdienst war auch Auffangbecken für die ledigen Arbeiter unter 25 Jahren, die ihre Arbeitsplätze für erwerbslose Familienväter räumen mußten ;
 13. Arbeitseinsatzhilfe für die Landwirtschaft
 14. die Einführung eines Arbeitsbuches ;
 15. die Berufsberatung und Lehrstellenvermittlung.

Diese Maßnahmen prägten sich in der Zwangsarbeit und der Propagandapolitik aus. Der propagandistisch stark ausgeschlachtete Rückgang der allgemeinen Arbeitslosigkeit war also zum guten Teil nicht mehr als eben eine propagandistische Leistung.

北星学園大学経済学部 北星論集第30号 正誤表

頁・行目	誤	正
76頁 2行目	<i>Produktivkäfte</i>	<i>Produktivkräfte</i>
裏表紙, 201頁	Arbeitsbeschaffungspolitik	Arbeitsbeschaffungspolitik